

めいわろくねん う と き 明和六年鳥兔記

種 別	小松市指定文化財 古文書
指定年月日	平成5年11月3日
所 在 地	西町（称名寺）

「鳥兔^{うと}」とは日月のことであり⁽¹⁾、「鳥兔記」は日記の意味である。

この鳥兔記は、打越山勝光寺の11代住職・周好の筆と巻末に記される。明和6年（1769）の1ヵ年分が、乾と坤の2冊に記録される。縦13センチメートル、横36センチメートルの長冊で、乾の冊は1月1日～7月19日、坤の冊には7月20日～12月30日の内容が記載される。

この鳥兔記には、筆者周好の日々の行動や見聞の記録のほか、翌明和7年に勃発した「小松寺庵騒動」の前段階となる様々な状況が記録される。

小松寺庵騒動は、能美郡が奉持していた『郡中御影』⁽²⁾を金沢別院に移管すること
を巡って、能美・小松の寺院や門徒が分裂した事件である。鳥兔記には、小松の寺院間、京都の本山や金沢別院などとの折衝の過程が、往復文書とともに収録されている。

他にも「手の内の御書」⁽³⁾に関する事や、一向一揆後の当地の状況がよく記されている。さらに当時の社会状況や気象なども詳細に記されており、本件の資料としての価値は非常に高いものであるといえる。

(1)鳥兔：金鳥玉兔の略。太陽の中に鳥がおり、月の中に兔がいるという中国の伝説から、太陽と月、更には歳月を表す言葉とされた。

(2)郡中御影：文禄4年（1595）に本願寺教如が能美郡に与えた、親鸞聖人と顕如上人の姿がそれぞれ描かれた2幅の掛け軸。小松市指定文化財。

(3)手の内の御書：本願寺教如が石山合戦の際、徹底抗戦を唱えて全国の門徒に送った密書。波佐谷町に伝わる。小松市指定文化財

